

私立幼稚園 Q & A

私立幼稚園に関する事柄についてよくあるご質問を紹介いたします。

私立幼稚園について

Q1	世田谷区の私立幼稚園の教育方針や空き状況を教えてください。
A1	各幼稚園の住所・電話番号などは「私立幼稚園一覧」をご覧ください。また、「世田谷区内の私立幼稚園(PDF)」には教育方針、保育時間等が掲載されていますのでご覧ください。ホームページに記載されていない情報や空き状況は、各幼稚園に直接お問い合わせください。
Q2	来年から子どもを私立幼稚園に入園させようと思っています。園児募集はいつ頃ですか。また、説明会の日程を教えてください。
A2	私立幼稚園の園児募集は10月中旬頃です。園により取り扱いが異なりますので、説明会の日程、募集人数など詳細は各幼稚園にお問い合わせください。

保護者補助金について

Q1	私立幼稚園に入園しました。補助金の申請手続きはどうすればいいですか。
A1	補助金の手続きは原則として、すべて幼稚園を通じて行います。 幼稚園の事務担当者の方に世田谷区の補助金申請をしたい旨をお伝えください。ただし、世田谷区の補助金制度について把握していない幼稚園に通園されている場合は、世田谷区子ども育成推進課私学係までご連絡ください。
Q2	世田谷区に住んでいますが、調布市の私立幼稚園に入園しました。世田谷区に補助金の申請はできますか。
A2	住民登録が世田谷区にあれば、 区外の幼稚園でも世田谷区の補助金の申請ができます。 ただし、世田谷区内の住民登録地から幼稚園に通っていることが条件となります。
Q3	インターナショナルスクールも補助金の対象になりますか。
A3	対象になりません。補助金の対象は、学校教育法上の認可を受けた私立幼稚園、東京都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設、私立特別支援学校となります(子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園及び認定こども園は対象になりません)。
Q4	該当年度の1月1日に大田区に住んでいました。申請書に添付する税額の書類はどこで取ればいいですか。
A4	1月1日に住民登録があった区市町村で発行されます。この場合は大田区になります。郵送で請求することが可能な場合もありますので、詳しくはお住まいだった区市町村にお問い合わせください。
Q5	10月1日に入園した後、10月20日に目黒区から世田谷区へ転入しました。入園料の補助金はもらえないと言われたのですが…。
A5	入園料補助金については、 入園した日(4月については入園日または30日)に世田谷区に住民登録があることが補助要件 となります。この場合、入園日の10月1日には目黒区に住民登録がありますので、世田谷区の入園料補助金の対象とはなりません。入園日に住民登録があった区市町村(この場合は目黒区)に申請ができるか、お問い合わせください。
Q6	5月中旬に幼稚園を退園し、家族で5月末に海外へ転出する予定です。申請手続きはどうしたらいいですか。
A6	5月分までの補助金を受けることができます。転出される前に申請手続きをしていただく必要がありますので、幼稚園の事務担当者にお伝えください。また、 申請の際に指定していただく銀行口座は海外転出後も残されるようお願いいたします。
Q7	父親が単身赴任で静岡に転出します。父親の名前で申請しているのですが、何か手続きは必要ですか。
A7	申請者が転出された場合、それ以降の補助ができなくなってしまいます。この場合、申請者をお父様からお母様に変更することで、補助金を引き続き受け取ることができます。手続きに必要な書類をお送りしますので、子ども育成推進課私学係までご連絡ください。
Q8	補助金は区市町村民税の税額で決まるということですが、昨年は収入がなかったため住民税の申告をしていません。何か影響はありますか。
A8	住民税の申告をされていないため、「保育料に対する補助金」の場合「月の補助限度額が最も低い世帯」としての扱いとなり、「副食費に対する補助金」「その他の納付金に対する補助金」に関しては、補助対象外となる場合があります(生計同一者に扶養されている場合を除く)。保育料に対する補助金は区市町村民税の税額により補助金額が異なるため、住民税の申告をし、税額が確認できるようになると、補助額が増額になる場合があります。申告手続きについては、1月1日現在に住民登録のあった区市町村にご確認ください。